

平成25年度 第12回  
高野町農業委員会 定例会

# 議 事 録

平成26年3月18日開催  
(公表用)

高野町農業委員会

# 平成25年度 第12回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

- 開催日時 平成26年3月18日（火）
- 開会時刻 午前10時00分開会
- 開催場所 高野町役場 2階 大会議室
- 出席委員 1番 久保良作 2番 上田静可 3番 下名迫勝實  
5番 井阪晴美 7番 梶谷廣美 9番 井手上治己  
10番 尾家富千代 11番 井阪征郎  
以上8名出席
- 欠席委員 4番 柳葵 6番 中林敬 8番 西山一高  
以上3名欠席
- 事務局員 事務局長 佐古典英  
事務局員 下西修造 門谷 佳彦 垣内 宏樹
- 関係者
- 議事事項 議案第16号 農地法第2条農地でない旨の証明願について  
議案第17号 農地法第3条第2項第5号による別段面積の設定について  
議案第18号 農業委員会の適正な事務実施に向けた平成25年度の目標及びその達成状況に向けた活動の点検・評価、並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約について  
報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
協議第3号 平成26年度高野町農業委員会開催日程について

## ●議事内容 次のとおり

\*\*\*\*\*午前10時00分 開会\*\*\*\*\*

### 事務局（門谷佳彦）

ただいまより、平成25年第12回高野町農業委員会定例会を開催いたします。

さて、本日の委員会ですが、出席委員7名、欠席委員4名、欠席委員4番、柳委員、6番、中林委員、8番、西山委員、10番、尾家委員です。

高野町農業委員会会議規則第9条の規定に基づく規定数を超過しておりますので、本日の委員会は成立しておりますので御報告いたします。

続きまして、議事に入らせていただきます。

まず初めに、高野町農業委員会会議規則第28条に基づく議事録署名委員について、事前に議長に御指名いただいています、本日の署名委員につきましては、2番、上田委員、3番、下名迫委員をお願いいたします。

続きまして、議長の選出については、高野町農業委員会会議規則第8条により、当委員会の会長となっておりますので、井阪会長よろしくをお願いいたします。

### 井阪（征）議長

それでは、平成25年度の第12回、高野町農業委員会定例会を開催いたします。

議案に入らせていただきます。

議案第16号、農地法第2条農地でない旨の証明願について、事務局より説明をお願いします。

### 事務局（門谷佳彦）

議案第16号、農地法第2条の農地でない旨の証明願について、別添の農地につき、農地法第2条の農地でない旨の証明願があったので審議願いたい。

平成26年3月18日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページでございます。

番号1、農地の所在、西富貴〇〇〇〇番で、場所は次のページで赤で表示している部分でございます。

登記の種目は田、現況種目は山林、農振区分については農用地外です。

面積は2,314平方メートル、申請人の住所、氏名、大阪府〇〇市〇町〇〇番地の〇、〇〇〇氏。

土地の状況につきましては、昭和45年ごろに植林し、現在に至るところでございます。

現地調査につきましては、3月10日、事務局と井阪会長とともに行ってお

ります。

後ほど、現地調査については同行した事務局員より報告がございます。

今回の申請地は、昭和40年代に周辺が耕作放棄地となり、植林したため、水田に適さなくなったころから、昭和45年ごろに同申請地に植林をし、現在にいたっております。

書類等において、農地法第2条、農地でない旨の証明願について、許可相当と考えております。

以上、御審議をお願いします。

井阪（征）議長

この第16条号の、第2条の農地でない旨の証明願、私、現地検査に行ってきたんですが、事務局の今の説明のとおりですので、全体がもう山ですので、何や影響ないと思いますので、よろしくをお願いします。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

議案第17号、農地法第3条第2項第5号による別段の面積の設定について、事務局より説明お願いいたします。

異議がないようですので、議案第14号について可決といたします。

続きまして、議案第15号、「農業委員会制度・組織改革に向けた組織討議と意見集約」について、事務局より説明を願います。

事務局（門谷佳彦）

議案第17号、農地法第2条第5号による別段の面積の設定について農林水産省令で定める農地法施行規則第17条の別段の面積基準に基づき、高野町の農地の別段面積について審議願いたい。

平成26年3月18日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページに載っております。

下限面積（別段の面積）の設定理由見直しの理由についてでございます。

平成21年12月施行、改正農地法による、農業委員会が農林水産省令で定める基準に従い、市町村の区域内の全部または一部について、これらの面積の範囲内で別段の面積を定め、農林水産省令で定めるところにより、これを公示したときは、その面積を下限の面積と設定できることになりました。

農業委員会の適正な事務実施についてが、平成22年12月22日付で一部改正され、農業委員会は、毎年、下限面積（別段の面積）の設定または修正の必要性について審議することとなっております。

このため、平成26年度の下限面積（別段の面積）の設定については以下のとおり提案いたします。

方針としまして、農地法施行規則第20条第2項を適用し、高野町全域を下限面積（別段の面積）を現行の平成21年12月5日付、21高野農委第5号で告示している、高野町内全域10アールの変更は行わない。理由として、高野町全域の耕作放棄地が年々増加しており、かつ、周辺に規模拡大を希望する農家が存在しないことから、新規就農者を促進し、農地の有効利用を図る必要があるためです。

下のほうの米印に、農地法施行規則第17条第1項の項目であったり、第2項のことを記載しておりますのでごらんください。

以上、事務局案でございます。

御審議よろしく申し上げます。

#### 井阪（征）議長

御意見なければ、議案第17号について可決いたします。

続いて、議案第18号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成25年度の目標及びその達成に向けて活動の点検・評価、並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、事務局より説明をお願いします。

#### 事務局（門谷佳彦）

議案第18号、農業委員会の適正な事務実施に向けた平成25年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価、並びに平成26年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、農業委員会の適正な事務実施についてに基づき、平成25年度の点検・評価結果（案）及び平成26年度の目標とその達成に向けた活動計画（案）を作成したので審議願いたい。平成26年3月18日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページから載せさせていただいてます、この議案につきましては、先月の定例会において事務局（案）を提示させていただきました。その後、高野町のホームページにおいて、地域の皆様に意見を紹介したものを反映しておりますのでございます。

大まかな内容についてはほとんど変わっておりません。意見の内容、地域の方々の意見については、特段意見のほうがございました。・・・別紙3のほうで、意見を聴取した履歴を載せておりますが、全ての項目において特に意見、御要望等ありませんでしたということでございます。

前回との変更点につきましては、1枚めくっていただきました（6）のところが、地域の農業者からの意見等の書く欄がございます。これについては特段意見がございませんでしたので、全ての項目において特に意見等がございませんでしたという項目を埋めております。

その他、その括弧ごとに、地域の皆様からの意見等についての案については同様の処置をしております。

今回、この議案を承認をいただきましたら、正式に高野町のホームページに公募し、6月末までに近畿農政局長に報告する予定です。

以上、御審議をお願いします。

井阪（征）議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、御意見等ございますか。

各委員より （「異議なし。」）

井阪（征）議長

御異議なければ、議案第18号について可決といたします。

続きまして、報告第13号の、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、事務局よりお願いします。

事務局（門谷佳彦）

報告第13号、農地法第3条の3第1項の規定による届け出について、農地法第3条の3第1項の規定について、農林水産省令で定めるところにより、別紙農地について届け出があったので報告します。

平成26年3月18日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

この案件については、既に行っておるところでございます相続等において農地を取得した場合、所管する農業委員会に届け出をするという制度に基づいたものでございます。

今回は3申請があった分で、下筒香の分、西富貴の分が2件というふうになってございます。

いずれの方においても、既に事業通知書を交付済みでございます。

60番の西富貴北谷523の1の中西光広さんにつきましては、農業委員会による土地のあっせんも希望なしというふうに申請をしておりますので、もし誰かこの周辺等で土地を借りたいという方がおりましたら、事務局までまた御連絡をいただけたらと思います。

報告は以上でございます。

井阪（征）議長

異議ございませんか。

各委員より 「ありません。」

井阪（征）議長

御異議なしと認め、報告第13号は以上とします。

続きまして、協議第3号について、事務局より説明をお願いします。

事務局（門谷佳彦）

協議第3号、平成26年度の高野町農業委員会開催日程について、このことについて平成26年度の高野町農業委員会開催日程（案）について、別添のとおり協議願いたい。

平成26年3月18日提出、高野町農業委員会会長井阪征郎。

次のページに、平成26年度の農業委員会開催予定日を書いております。

左から3つ目のところが開催予定日となっております。

4月につきましては、4月11日、5月は5月13日、6月12日、7月11日、8月12日、9月12日、10月15日、11月12日、12月10日、1月14日、2月10日、3月13日。おおむね10日前後のほうの予定を組んでおります。この日程はあくまでも予定でございますので、多少の前後等はあるかと思っておりますので、御了承ください。

また、今年度については、農業委員会の改選の年となっております。

その12回のほかに、1回の臨時総会が必要となっておりますので、総会については8月上旬に総会の予定を事務局の招集のもとで行うこととなります。改選後の議席の番号決めるとか、そういうふうなことをする必要がありますので、この12回のところでプラス1回、今年度については13回の定例会があると定例会プラス1回の総会があるということになります。

参考で次のページについておりますのは、和歌山県常任議員会議開催日程です。

主に兼用の審議を都道府県農業会議などで行う関係の日程でございます。この日程に合わせたかたちで当委員会の定例会の開催日程を計画しております。

以上、協議のほうをよろしく願います。

井阪（征）議長

異議ありませんか。

各委員より 「異議ありません。」

井阪（征）議長

異議がなければ、協議第3号に同意いたします。

以上で、予定しました議案審議は全て終了いたしました。

その他の件について、事務局及び委員の皆さん、何か御意見ございませんか。

事務局（門谷佳彦）

事務局よりあります。

お手元にお配りしております、農地中間管理機構の絡みの、農地中間管理事業の概要というふうになっております。

これは先月の委員会のほうで、後に中間管理機構のアンケート云々かんぬ

んでお話をしたと思います。

農水省のほうから、全国農業会議所のほうからパンフレット等が出ております。

具体的には載っておるんですが、実際どのような動きになるかというのは、まだ現在、我々も県等からお聞きしておりませんので、具体的なことはわかりかねますが、おおむね農地中間管理機構というのはこういうものであるということが載っておりますので、また一度ごらんになっていただき、また御不明な点等ありましたら、事務局にお問い合わせいただければと思っております。

1番目のところが新しくなった機構というのができるということでございます。

ちょっとくわしくというのが3ページのほうに書いておりますが、農地中間管理権を取得するとか、そういうふうなことが機構で主にするメインの事業であるということでございます。土地のやりとりをするよということでございますね。

次の9の農地法の30条で、遊休農地の調査をするというのが制度の6ステップって書いてあるのが左端にございます。このステップを3ステップに短縮するというのが今回、農地法の一部改正で盛り込まれていくということでございます。

何が違うのかといいますと、把握した時点で所有者へ指導するとか、通知するとかっていう項目をぎゅっとなくして、人に貸すんですか、自分でするんですかとかいう意思確認を同時にする、志望と意思確認を同時にするという感じになるようです。まだこれについても詳細が出ておりませんので、ちょっと不明なところが多くて申しわけないですね。最終的には都道府県知事の調停というのは変わらなくあるということでございます。

次の7ページのほうは、農地台帳の法定化、これは事務局の問題でございますので、特段関係はないのですが、農地法において、農地台帳を重要にしていきたいと思いますので、これに基づく業務が新たにふえる可能性がありますので、委員の皆さんにはまたお願いをしたいと思います。

大体、イメージとしては、現状の農地データを毎年更新をしていく必要がありますので、ある程度の基準日を設けた時点での、各農家さんの状況であるとか、土地の関係等についての調査を行う必要が出てくるのではないかと思いますので、決まりしだいまた協議した上で実施したいと思っております。

以上が農地中間管理機構の概要の部分でございます。くわしくはホームページ、パンフレット見ていただいて、もしわからないことあったら、私もよくわかってないんですけど、また声かけていただいたら勉強しながらお伝えできるようになります。

これができたら、今まである農地集積円滑化団体というのがなくなるわけではございませんので、今までどおり設定するのに円滑化団体を使うとか、そのまま市町村に申し出するという制度は変わりません。



ただ、農地法や中間管理機構の法律が変わることによって、その関係する法律の一部改正による基本構想の見直し等が我々必要となってきます。  
以上です。

井阪（征）議長

ほかにございませんか、委員さんで。

これをもちまして、第12回高野町の定例会を終わらせていただきます。

\*\*\*\*\*午前10時30分 閉会\*\*\*\*\*

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

平成26年4月3日

会 長

---

署名委員 2番

---

署名委員 3番

---

※署名については、別紙原本にて行っています。

※この議事録は公開用に作成している為、個人情報に配慮し公開しています。